

認定委員会の活動

学会会則の目的及び事業第5条に「学校カウンセラー」の認定があり、第19条の専門委員会の中に認定委員会があります。主な活動として認定業務、認定更新業務を行っています。それぞれ、学校カウンセラー認定規則及び認定条件の細則と更新に関する運用細則及び更新申請手続きにもとづいて行われます。

認定審査は、基本条件（会員期間、教職経験、実務経験、相談活動実績、研究実績、研修履歴など）を書類審査で行います。次に学校カウンセラーとしての識見・人柄について各支部推薦委員会から推薦を受け、その後に面接審査があります。面接では一人30分程度、教育・心理学についての研究・研修成果、学校教育相談業務を遂行するのに相応しい人物かどうか、質問やロールプレイによって確かめます。平成17年度の面接審査は一月から二月の初めにかけて、土・日曜日に東京・神戸・福岡・那覇の4箇所で行われました。

更新審査は、学校カウンセラー認定後五年間の活動について「相談実践」「相談研究」「相談研修」の3つの分野でポイント制になっています。それぞれの分野で5ポイント以上、5年間の3分野トータルで30ポイント以上活躍していることが必要です。ポイントについては更新申請手引きにあります。例えば、校内で学校教育相談活動の実践記録があれば1件につき2ポイントの相談実践、本学会の研究大会に参加すると1回につき2ポイントの相談研究になります。学校教育相談に関する活動を普通にやっていたら更新は容易にできるものと考えています。

年度末に認定審査委員会が開かれ、会長が候補者を認定します。例年認定申請者の約90%、更新申請者はほぼ100%合格しています。認定に関する事務は下記で行っていますので、問い合わせや資料取り寄せ等はそちらに連絡してください。

〒320-0851 栃木県宇都宮市鶴田町 687-9
栃木県カウンセリングセンター内
日本学校教育相談学会認定委員会事務局
電話 028-647-1717 ファックス 028-649-1213